

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 上水新町保存樹林の宅地開発の事例から、緑地保全に向けた市の施策を問う

質問要旨 上水新町地域センターの裏の雑木林は、全体で3,886㎡が昭和57(1982)年に保存樹林に指定されました。この保存樹林では、平成27年から29年にかけて、25人の市民が参加する雑木林調査隊が樹林内の植物や昆虫、鳥、菌類を調べ、平成29年12月に森のカルテ上水新町保存樹林編として発表されています。森のカルテの目的は、「森の環境と動植物の資源性を調査し、...今後の保全活動や維持管理に活用」とされています。市は昨年2月17日に、この樹林のうち863㎡を特別緑地保全地区に指定し、同年11月に1億2550万2480円で購入しました。しかし、残りの2,987.6㎡は19戸の宅地造成地として開発することを知らせる標識が今年3月11日に設置されました。4月9日に私が開発予定地を訪れた際には、森のカルテでも紹介されている環境省レッドデータブックで絶滅危惧II類のキンランが咲いていました。開発計画の標識の横には、この樹林の保全活動に参加した小学生が植えたアカマツも育っていました。このように市民に愛されてきた保存樹林が、開発で失われるということが繰り返されないようにするための市の施策をお尋ねします。

1. 市による当該地の特別緑地保全地区の指定はなぜ863㎡だったのか。その理由と指定の経緯をお教えてください。
2. 特別緑地保全地区の購入価格は何を基準に決められるのでしょうか。民間が購入する場合と比べての価格差は。
3. 今回の開発は3,000㎡以下の「開発事業」ですが、周囲30mの住民への説明は何軒にどのように行われましたか。
4. 市内の保存樹林の数と面積について、それぞれ最大だった年度と現在を比較してお教えてください。
5. 小平市の保存樹林は、面積330㎡以上の指定要件がありますが、令和元年12月公表の「小平市のみどりに関するアンケート調査結果」では、市民の30.5%が、「要件緩和により、より多くの樹木等を指定・保護すべき」と回答しています。昨年9月の「小平市みどりの基本計画2010 進捗状況報告」でも、重点施策として保存樹林等の新規適用を上げていますが、面積要件の緩和も含めて、保存樹林を増やすための市の施策をお聞かせください。
6. 小平市第三次みどりの基本計画には、市内のみどりを維持・確保するために、保存樹林等の管理方法の見直しに取り組んできたとの記述がありますが、取り組まれた見直しの内容についてお教えてください。
7. 小平市第三次みどりの基本計画では、平成29年のみどり率29.6%を今後10年間維持することを目標に掲げ、87の政策では、みどりのランドデザイン(全体構想)を描き積極的に緑地を保全創出し、みどり率30%を達成する、とされています。みどり率を維持・達成するための施策をお教えてください。
8. 樹林を確実に保存するには、特別緑地保全地区として市が買い取るのが最も確実だと思います

す。小平市第三次みどりの基本計画でも「特別緑地保全地区等の指定の検討」が取組として掲げられています。特別緑地保全地区の指定については、目標を掲げて取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

9. これまでに「森のカルテ」がつくられた3か所の樹林のうち、上水本町保存樹林は昭和50年に保存樹林に指定されましたが、上水新町同様に宅地開発される恐れはないでしょうか。宅地開発される前に市が買い取る必要性についてお尋ねします。
10. 清瀬市は、民有地での相続発生などで貴重な緑地が失われるのを防ぐため、雑木林などを公有地とするための買収費用として今年度予算で約5億円を確保したと今年4月22日の朝日新聞で報道されました。緑地買取のための財源確保についての市の考えをお聞かせください。令和元年度決算では、都市計画税収入が23億6071万5520円ありましたが、都市計画税を特別緑地保全地区の買取にも活用してはいかがでしょうか。
11. 横浜市は、横浜みどりアップ計画の財源の一部として、平成21年度から、個人市民税の均等割に年900円を上乗せし、法人市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せする「横浜みどり税」を導入し、税収は横浜市みどり基金に積み立て、樹林地・農地の確実な担保等にあてています。税収規模は年間個人18億円、法人11億円の約29億円(令和2年度当初予算ベース)とされています。小平市でも、市民の意向を踏まえた上で、横浜市のようなみどり税の導入を検討できないでしょうか。
12. 埼玉県は、優れた自然や貴重な歴史的環境を次世代に引き継ぐため、寄附等により土地を取得し、県民共有の財産として保全する財源確保のための「さいたま緑のトラスト基金」を昭和60年に設置しています。令和元年度には633件2754万7千円の寄附があり、基金残高は4億8520万5千円です。この基金を使って、平成28年度には三芳町の平地林3haを3億1850万3千円で取得するなど、これまでに緑のトラスト保全地14か所を取得しています。寄附金はふるさと納税制度の適用対象で、税額から控除されます。保全地の保全活動にボランティア参加もでき、保全地を巡るサイクリングコースもあります。
13. 昨年3月定例会での一般質問では、小平市緑化基金の用途について、特別緑地保全地区の買い取りに必要な一般財源部分を補填する財源としても活用していくとの答弁がありました。小平市緑化基金をさいたま緑のトラスト基金のように緑地保全に有効なものへと発展させることはできないでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和3年 2月10日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ